

はぴらいふ

MAR.
2020

秋田

NO.174

元気力パワーアップ講座 ～12/26、1/7、1/9開催～



笑顔のコミュニケーション、健口づくり、つまみ細工づくりで元気力パワーアップ!

CONTENTS

- P 2 ☆ 令和2年度福利厚生事業計画
- ☆ リフレッシュ休暇旅行補助の取扱旅行者について
- P 3 ☆ 令和2年度人間ドック等の申し込みについて
- P 4 ☆ 退職を予定されている皆様へ
- P 5 ☆ 再就職をすると年金が停止される場合があります
- P 6 ☆ 組合員証等の返却をお願いします
- P 7 ☆ 退職後の医療保険手続きにお気をつけください
- P 8～9 ☆ 互助会からのお知らせ
- P 10 ☆ 教職員と家族のための相談窓口
- P 11 ☆ 保健師からのお知らせ
- P 12 ☆ データヘルス計画の通信簿を発表します
- ☆ 生活相談をご利用ください

表紙掲載の写真・作品等を募集しています!

応募される方は12ページ(裏表紙)E-mailアドレスあてご連絡ください!

～ご家庭でもご覧ください～

令和2年度 福利厚生事業計画

4月

- 人間ドック等事業募集
- 第1回教育文化活動事業募集
(4～6月公演分)
- 配偶者ドック募集

5月

- 人間ドック等事業決定
- 第2回教育文化活動事業募集
(7～9月公演分)
- 配偶者ドック決定

6月

- 歯科健診募集
- 特定健康診査受診券発送
(被扶養者用)
- 「秋田の建築展」(県立美術館)
～8月まで ※施設利用補助対象

7月

- はぴいらいふ秋田175号発行
- ニューライフプラン講座
(県内3地区 募集人員:各50名)
- 歯科健診決定

8月

- 第1回元気力パワーアップ講座
(県内3地区 募集人数:各50名)
- 第3回教育文化活動事業募集
(10～12月公演分)

9月

- わくわくすきまウォーキング事業



10月

- 定年退職者事務説明会
- インフルエンザ予防接種助成開始
【助成対象】
10月1日～2月28日接種分
- 特定保健指導利用券発送開始

11月

- はぴいらいふ秋田176号発行



12月

- 第4回教育文化活動事業募集
(1～3月公演)



1月

- 勸奨退職者事務説明会
- 第2回元気力パワーアップ講座
(県内3地区 募集人数:各50名)
- 「藤田嗣治と布展」(県立美術館)
～3月まで ※施設利用補助対象

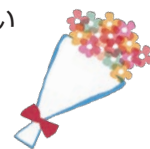
2月

予定なし



3月

- はぴいらいふ秋田177号発行
- 退職者懇談のつどい



通年行っている事業

- | | |
|----------------|---------------|
| ■宿泊利用補助 | ■リフレッシュ休暇旅行補助 |
| ①共済組合施設 | ■乳がんセルフチェック事業 |
| ②互助会指定宿泊施設 | ■職場の健康づくり支援事業 |
| ■スポーツ・文化施設利用補助 | ■禁煙支援事業 |

詳しくは共済組合、
互助会それぞれのHPを
ご覧ください！

リフレッシュ休暇旅行補助の取扱旅行業者について

次の取扱旅行業者は、令和2年3月31日をもちまして契約が終了します。令和2年4月1日以降の旅行予約では、リフレッシュ休暇旅行補助を受けることができませんのでご注意ください。

■びゅうプラザ

担当：調整・企画班

018-860-5221

互助会管理・業務班

018-860-5224

申し込み期間 令和2年4月1日(水)から15日(水)まで

令和2年度も人間ドック等事業を実施します。申込方法等詳細については、3月末に各所属所へ郵送する通知及び実施要項等をご覧ください。

例年、**申し込みコードの誤り**や、**申請(入力)漏れ**が大変多いので**提出する前に再度確認**をお願いします。**期限を過ぎてからの申込は受け付けません**ので、申し込み忘れのないようご注意ください。

また、受診者数に制限があるため、申込者多数の場合は抽選となり、対象年齢の方であっても選考漏れとなる場合がありますので、ご了承ください。

お し ら せ



事業名が変わります！

生活習慣病予防健診事業▶▶▶人間ドック等事業

Check!



対象年齢が変更になります！(宿泊・一日・脳ドック)



変 更 前

31, 34, 37, 40, 43, 46,
48, 50, 52, 54歳以上



変 更 後

30, 32, 34, 36, 38, 40, 42,
44, 46, 48, 50, 52, 54歳以上

※経過措置として、以下のとおり段階的に対象年齢を移行していきます。

令和2年度：30, 31, 34, 36, 37, 40, 42, 43, 46, 48, 50, 52, 54歳以上

令和3年度：30, 34, 36, 40, 42, 46, 48, 50, 52, 54歳以上

令和4年度：30, 32, 34, 36, 38, 40, 42, 44, 46, 48, 50, 52, 54歳以上

種別	募集人数	令和2年度対象年齢 (令和3年3月31日現在)
①宿泊ドック	1,600人	30, 31, 34, 36, 37, 40, 42, 43, 46, 48, 50, 52, 54歳以上
②一日ドック	2,100人	
③脳ドック	200人	
④婦人科検診	1,100人	全女性職員

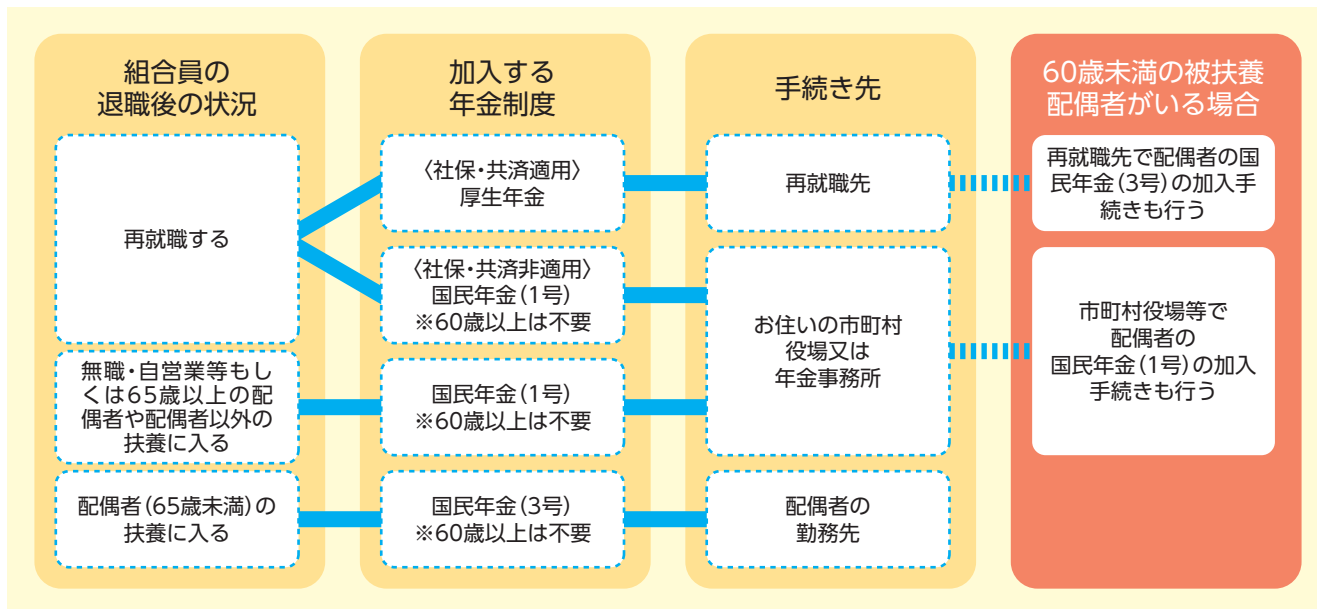
《その他》

- 平成30年度から大館市立総合病院の宿泊ドックがなくなり、一日ドックと半日ドックになりました。経過措置として、平成30年度から平成31年度までは従来の補助額のままとしていましたが、**令和2年度からは半日ドックのみの募集となり、一日ドックの補助額**となります。
- 秋田労災病院及び市立角館総合病院は、脳ドックの受入がなくなりました。
- 補助額を超える部分は自己負担になります。
- 病院によって、婦人科検診がオプション扱いになります。

実施通知、実施要項等をよく読んでからお申し込みください！

退職後の公的年金制度への加入について

20歳以上60歳未満の方は、国民年金等の公的年金制度に加入する義務があります。**60歳未満**で退職される方や、退職時に**60歳未満の被扶養配偶者**がいる方は、下の表を参考に手続きを行ってください。



※退職後、公立学校共済組合の任意継続組合員になられても、そちらは「**公的医療保険**」であって年金とは異なります。

年金請求手続きについて

年金の支給開始年齢は段階的に引き上げられており、令和元年度末定年退職者(昭和34年4月2日～昭和35年4月1日生)の方は64歳からの支給開始となります。年金の支給開始年齢に到達する約2か月前に、最後に加入した年金の実施機関(共済組合や日本年金機構等)から年金請求書が届きますので、請求手続きを行ってください。

なお、定年退職後、再任用期間中に支給開始年齢に達する方は、所属所を通して請求手続きを行います。

待機者登録通知書について

退職手続き時に提出いただいた退職届書の登録が完了すると「待機者登録通知書」が郵送されます。年金に関する問い合わせの際に必要となりますので、届いた通知書は大切に保管してください。

年金と雇用保険法による給付との調整について

退職後に再就職して雇用保険に加入されたのち、離職して失業給付(基本手当)を受けると、65歳未満の方の場合、年金(特別支給の老齢厚生年金)の支給が停止されます。

失業給付の受給は、失業給付額と年金受給額とを比較した上で決めるようにしてください(失業給付が決定されると、その取り消しができませんので注意してください)。

なお、失業給付が決定した場合は、公立学校共済組合本部に届出が必要です。

再就職をすると年金が停止される場合があります

老齢給付の年金を受給している方が、再就職して公的年金に加入される場合、年金の支給が停止されることがあります。

Q どのような場合に年金が支給停止されますか？

A 年金受給者が65歳未満の場合、年金と賃金の合計が月額28万円を超えると、支給停止の対象となります。65歳以上の場合は、支給停止の基準が月額28万円から47万円に変わります。ただし、就職先で厚生年金制度に加入しない場合は、年金の支給停止はありません。

Q 支給停止額の計算方法は？

A 年金の支給停止額は以下の計算式により算出されます。

$$\text{支給停止額(月額)} = \{(\text{年金} \times 1 + \text{賃金} \times 2) - 28\text{万円} \times 3\} \times 1/2$$

※1 年金の年額を12で除した金額(ただし、経過的職域加算額及び加給年金額を除く)

※2 (再就職先で決定される標準報酬月額) + (過去1年間に支給された賞与を12で除した金額)

※3 65歳以上の場合は47万円になります。なお、今後の制度改正により額が変動する場合があります。



65歳未満の方のうち、賃金の月額が47万円を超える方、または年金の月額が28万円を超える方は、計算方法が異なります。

Q 公務員として就職した場合と、民間企業に就職した場合の違いは？

A 公務員として就職した場合、経過的職域加算額は全額停止されます。民間企業に就職した場合は、経過的職域加算額は支給停止の対象になりません。

組合員期間 ～平成27年9月	組合員期間 平成27年10月～
経過的職域加算額	年金払い退職給付
厚生年金	
国民年金(基礎年金)	

公務員として就職した場合、この部分が全額支給停止になります。

上の計算式により停止される部分です。

支給停止対象外(65歳から支給)。

計算例

65歳未満の年金受給者が再任用職員(常勤)として勤務した場合

確認してみましょう！

年金額	厚生年金額	年間144万円(月額12万円)	再任用の標準報酬月額	32万円
	経過的職域加算額	年間24万円(月額2万円)	過去1年間の賞与の額	72万円(月額6万円)

① 経過的職域加算額 ▶▶▶ 全額停止

※再任用職員(常勤)の場合、共済組合の組合員(公務員)であるため、経過的職域加算額は全額停止されます。

② ・(標準報酬月額32万円 + 賞与6万円 + 年金月額12万円) = 50万円

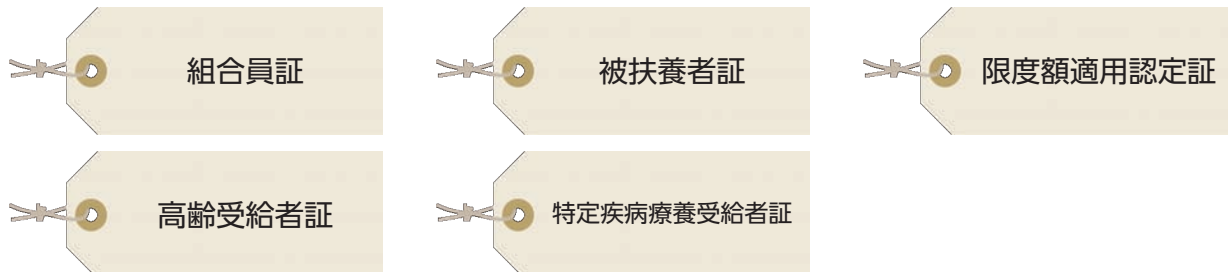
・(50万円 - 28万円) × 1/2 = 11万円(停止額)

したがって、年金支給額は12万円 - 11万円 = 1万円(月額)となります。

組合員証等の返却をお願いします

今年度末に退職される方、人事異動等により公立学校共済組合を転出される方については、現在お使いいただいている組合員証等を返却いただくことになります。被扶養者であるご家族の分も含めて、退職日・転出日までに忘れずにご返却ください。

返却が必要なもの



※現在お使いいただいているものの他、資格喪失したご家族の被扶養者証、有効期限が切れた限度額適用認定証など、まだ返却がお済みでないものがありましたら、あわせてご返却ください。

組合員証等の返却が必要な方

1 退職される方

退職後に「再任用職員」・「任意継続組合員」になる方についても、現在お使いいただいている組合員証等をご返却くださるようお願いいたします。

2 人事異動等により他の共済組合へ転出される方

知事部局へ転出される方（地方職員共済組合秋田県支部へ転出）や、市町村教育委員会へ転出される方（秋田県市町村職員共済組合へ転出）などが該当します。

なお、公立学校及び教育庁その他教育機関内での異動は公立学校共済組合から転出しないため、組合員証等の返却は必要ありません。

3 公立学校共済組合秋田支部から他の支部へ転出される方

秋田県外の公立学校で採用となり、公立学校共済組合秋田支部から他の支部へ転出される方が該当します。

組合員証等の返却先

退職後に再任用職員となる方、公立学校共済組合秋田支部から他の支部へ転出される方については、転出先の所属所にて組合員証等をご返却ください。それ以外の皆様は現在の所属所にて組合員証等をご返却ください。



組合員の資格を喪失した後も旧組合員証等を使用した場合には、**医療費の返還**が生じることとなります。入院時に旧組合員証等を使用した場合など、高額な医療費の返還が生じるケースも想定されますので、**旧組合員証等は絶対に使用しないでください。**

退職後の医療保険手続きにお気をつけください

退職される組合員の皆様は、退職後に加入する医療保険を選択し、手続きをしていただくこととなっております。

加入手続き等において特に気をつけていただきたい事項をご紹介します。

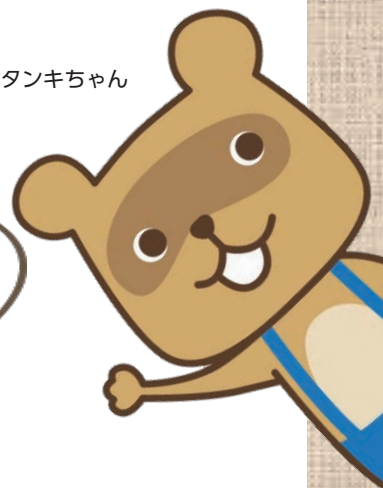
任意継続掛金について

- 任意継続掛金は、「社会保険料控除」の対象となります。金融機関で任意継続掛金を納入した際に受け取る「任意継続掛金領収書」は、確定申告時に税務署への提出が必要となります。紛失されないよう大切に保管してください。
- 任意継続組合員とならず、ご家族の被扶養者になった場合は、医療保険加入のための掛金が発生しません。既に任意継続掛金を納入している場合は、任意継続組合員加入の取り下げ及び掛金の還付請求の手続きをしてください。

※ 3月中に加入取り下げ・掛金還付請求の手続きを行っていただいた場合には納入済の掛金が全額還付可能です。ただし、4月以降に手続きがずれ込んだ場合には、掛金の一部返還不可となる場合があります。

任意継続掛金は現職時における掛金の約2倍であり、1人あたりの年額は最大で47万円ほどです。
本来還付を受けられたはずの掛金が還付されないことのないよう、制度を十分にご確認の上、遅滞なく手続きを行ってください。

タンキちゃん



退職後の予定について

退職後の予定が決まらず、無保険となることを防ぐために一度「任意継続組合員申出書」を提出していただいた方々におかれましては、退職後の予定を速やかに当共済組合へご連絡くださるようご協力をお願いします。

被扶養者について

再任用職員（常勤）、任意継続組合員となった場合、現在被扶養者となっているご家族の方は4月以降も引き続き被扶養者となります。ただし、被扶養者が4月から就職の有無や収入額に変動が生じた場合など、被扶養者の要件を欠くことがあった場合には、「被扶養者申告書」により速やかに当共済組合へ届け出てください。

また、これまで被扶養者でなかったご家族の方が被扶養者となる要件を備えた場合には、その事実が生じた日から30日以内に「被扶養者申告書」により速やかに当共済組合へ届け出てください。

ヘルスアップ助成金、もう申請されましたか？

平成31年度ヘルスアップ助成金の申請締め切りは **令和2年4月10日(金)まで** です！
締め切り以降の申請は給付対象外となりますのでご注意ください！

宿泊利用補助事業について

現在提携している指定宿泊施設について、次のとおり変更がありますのでご注意ください。

提携解除

令和2年3月31日をもって提携解除となります。

- 札幌ビューホテル大通公園(北海道)
- 成田ビューホテル(千葉県)
- 浅草ビューホテル(東京都)
- 両国ビューホテル(東京都)
- 伊良湖ビューホテル(愛知県)

※秋田ビューホテルは
今後も利用可能です！



名称変更

令和元年12月1日～

- ホテルルートイン大館▶▶▶ホテルルートイン大館大町

令和2年4月1日～

- ホテル法華イン東京日本橋▶▶▶アルモントイン東京日本橋
- ホテル法華クラブ浅草▶▶▶アルモントホテル浅草
- ホテル法華クラブ那覇新都心▶▶▶アルモントホテル那覇おもろまち

加入者（配偶者）弔慰金について

次のとおり変更になりますのでご注意ください。

給付金 種 類	対象者	事由発生日			
		～H30.3.31	H30.4.1～ H31.3.31	H31.4.1～ R2.3.31	R2.4.1～
加入者 弔慰金	会員本人	上限250万円	上限200万円	上限150万円	上限100万円
配偶者 弔慰金	会員の 配偶者	上限50万円	上限40万円	上限30万円	上限20万円

※上記給付金については、対象者が死亡した場合に、会員の互助会加入期間に応じて給付額を計算し、給付するものです。
※時効(事由発生日から3年)があります。

互助会貸付をご活用ください！

- とっても**低金利**！（令和2年3月現在年利**1.32%** ※非常災害貸付は年利0.99%）
- 貸付申込書を受け付けてから**最短10日**で貸付可能！
（月3回送金日が設定されています。※年末年始は除く ※住宅資金は月1回）
- 担保・連帯保証人**不要**！
- **らくらく**返済！（返済は毎月の給与から自動引き去りされます）

奨学資金貸付

貸付限度額…**最大200万円**（必要額の範囲内）

対象費用…入学金、授業料、制服や教材の購入費、交通費、アパートの敷金・礼金・家賃
※会員の被扶養者、子、孫、弟妹の教育資金として利用可
※おおむね2年間（または卒業まで）に必要とする資金が対象
※償還回数が24回以上であれば借り替え可

ご家族の
教育資金に！

自動車資金貸付

貸付限度額…**最大200万円**
（必要額の範囲内）

対象費用…自動車の購入、
修理・車検等

マイカーの
購入に！

生活資金貸付

貸付限度額…**最大100万円**
（必要額の範囲内）

対象費用…**使い道自由!!**

※住宅資金貸付の対象になるものは除く
※恒常的な生活費や借金返済のための貸付は不可

図書寄贈について（公益目的事業）

公益目的事業の一環として、令和2年度は次の地域へ図書の寄贈を予定しています。
（対象校には、4月上旬に通知します。）

高等学校（全日制）

・横手市 ・湯沢市

小学校 ※義務教育学校は小学校分

・鹿角市 ・南秋田郡
・鹿角郡 ・由利本荘市
・大館市 ・大仙市
・男鹿市 ・仙北市
・潟上市 ・仙北郡

なお、この事業は平成25年度より小学校→特別支援学校→中学校→高等学校の順に寄贈しておりますが、来年度3巡目となる小学校から、寄贈額を1校12万円に引き上げますので、ご承知おきください。



相談窓口	対象者		受付時間	相談場所・相談時間等
職員のストレス相談 面談・電話相談どちらでも相談できます。	県職員 (臨時職員、非常勤職員を含む)		月・火・金曜日 9:30～12:30	■秋田大学教育文化学部内の相談室(秋田市) ■さとう心療内科(大館市) ■稲庭クリニック(秋田市) ■長信田の森心療クリニック(三種町) ■湊クリニック(横手市)
メンタルヘルス相談 臨床心理士によるカウンセリングを行います。	組合員とその被扶養者	電 話	月～土曜日 10:00～22:00 (祝日・年末年始を除く)	■1回20分程度
		面 談	月～土曜日 10:00～20:00 (祝日・年末年始を除く)	■秋田市・由利本荘市にて面談 ■1回50分程度(年5回まで無料)
心の健康相談 ※完全予約制	組合員とその被扶養者		月～金曜日 10:00～12:00 第1・3木曜日 第1・2・4土曜日 13:00～17:00	■公立学校共済組合東北中央病院(山形市)で、精神科医師・臨床心理士による健康相談を行います。 ※相談のため来院された場合、交通費相当額が支給されますので、当日は組合員証と印鑑をお持ちください。
Web相談	組合員とその被扶養者		24時間 年中無休	■ログイン番号: 783269 ■臨床心理士が3営業日以内を目途に個別に回答します。
教職員電話健康相談24	組合員とその被扶養者		24時間 年中無休	■専門的な健康相談や妊娠中から学齢期の子育ての疑問や不安に対する相談もOK!ご希望にあった病院情報の提供も実施しております。医師、保健師等が24時間体制でお応えします。
女性医師電話相談 ※対象は女性のみ	組合員とその被扶養者		月～土曜日 10:00～21:00 (祝日・年末年始を除く)	■1回20分程度 ■女性疾患等についての相談に女性医師が対応します。
介護電話相談	組合員とその被扶養者		月～金曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)	■1回20分程度 ■介護全般に関する相談にケアマネージャーや社会福祉士がお応えします。
公立学校共済組合 秋田支部の保健師 による健康相談	組合員		月～金曜日 9:00～15:45 (祝日・年末年始を除く)	

私の腎臓どれくらい働いているの？知って得する！『eGFR』

高血圧、高血糖、脂質異常症、高尿酸血症・・・これらの病気は体中の血管を傷つけ、血管に大きな負担をかけるため様々な臓器に影響を与えています。なかでも血液をきれいな状態に保つ濾過装置の役割を担っている腎臓は、血管がとても細く、傷つきやすい臓器です。

そこで、今回は腎臓の働きの程度を知ることができる「eGFR」という検査項目についてお話しします。

！ eGFR(推算糸球体濾過量)ってなに？

eGFRとは、腎臓がどれくらい老廃物を尿へ排出する力があるかを示しており、この値が低いほど腎臓の機能が悪いということになります。健康な腎臓は1分間に90ml以上の血液を濾過していて、eGFRが90ml/分/1.73㎡以上だと十分に働いています。腎機能は加齢に伴い衰えていくものですが(年間1%ずつ)、高血糖・高血圧などの生活習慣病のリスクがあると衰えは早まります(年間2～5%)。

健診判定と対応の分類	健診判定		尿蛋白(－)	尿蛋白(±)	尿蛋白(1+以上)
	eGFR値	重症度			
	～14	末期腎不全	すぐに医療機関の受診を！		
	15～29	高度低下			
	30～44	中等度～高度低下			
	45～59	軽度～中等度低下	生活習慣の改善を ※1	生活習慣の改善を ※1 ※2	
	60～89	正常または軽度低下	今後も継続して 健診受診を		
	90～	正常または高値			

※1 40歳未満の方は医療機関を受診してください。同年代の方に比べて腎機能が低下している恐れがあります。

※2 高血圧や高血糖(糖尿病)などがあり、尿蛋白(±)が続く場合は、医療機関の検査を受けてください。

！ eGFRの値で生活習慣見直し効果を確認できます！

eGFRの値が60ml/分/1.73㎡以下で3か月以上その状態が持続している方は、慢性腎臓病である可能性が高く、成人の8人に1人がこの病気にあてはまると言われています。腎臓が働かなくなると、心臓や血管の病気(心筋梗塞・心不全・脳卒中)を起こす危険性が約3倍も高くなるだけでなく、透析や腎移植が必要となってきます。

生活習慣を見直しても、血圧や中性脂肪などの血液データの改善が見られない場合はeGFRの値も確認してみてください。前回よりも改善が見られれば、生活習慣の見直しの効果は出ています。

透析は、週に何回も通院しなくては行けないし、時間も4～5時間くらいかかるから、生活が制限されてしまうよ...



！ eGFRの値が去年より低下していないか注目!!

健診結果を見るときは、次の項目を確認してみてください。

- 去年より各健診項目の値が悪化していないか
- 異常値に近い健診項目がないか
- eGFRの値が去年より低下していないか

5年後、10年後も健康的に過ごすために、異常の早期発見・早期治療に努めましょう。

健診結果にクレアチニン(Cr)の腎機能データしか載ってない場合でも、計算式によりeGFRの値を求めることができます。

詳しくは **腎機能 検索** 🔍



【参考文献】 1)一般社団法人 全国腎臓病協議会 2)腎らいぶらり -腎臓病をよく知るための情報サイト-

保健師による健康相談 (月～金 9:00～15:45)

(調整・企画班) 専用メール: fuku-soudan@mail2.pref.akita.jp



平成30年度から第2期データヘルス計画の目標達成に向かって、公立学校共済組合秋田支部は、組合員の皆様とともにさまざまな健康づくり事業に取り組んでいます。

計画策定時からの変化をみると、特定健診受診率、特定保健指導実施率は増加し、脂質異常症の方、喫煙習慣のある方の割合は減少していますが、全体的にまだまだ伸びしろがあります。公立学校共済組合秋田支部スタッフ一同は引き続き、皆様の生活習慣の見直しなどの取り組みを応援してまいります。

目標項目		当支部計画時	当支部現在値	当支部目標値 (令和5年)	計画時から現在値への変化
特定健診受診率		80.5% (平成27年度)	87.2% (平成30年度)	90.0%	6.7% 増 全支部で30位→12位
特定保健指導実施率		12.4% (平成27年度)	37.1% (平成30年度)	45.0%	24.7% 増 全支部で35位→23位
脂質異常症 (LDLコレステロール160mg/dl以上の者を割合)		男性9.6% 女性9.4% (平成27年度)	男性8.8% 女性9.7% (平成29年度)	男性8.3% 女性8.8%	男性0.8% 減 女性0.3% 増
生活習慣の 変化	食習慣 ①「人と比較して食べる速度が速い」 ②「夕食後に間食(3食以外の夜食)をとることが週に3回以上ある」	①38.3% ②17.4% (平成27年度)	①39.8% ②18.4% (平成29年度)	①35.3% ②15.5%	①1.5% 増 ②1.0% 増
	運動習慣 「1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施していない」	78.9% (平成27年度)	79.1% (平成29年度)	66.1%	0.2% 増
	飲酒習慣 「飲酒日の1日当たりの飲酒量が男性2合以上、女性1合以上」	男性14.8% 女性6.9% (平成27年度)	男性16.2% 女性7.0% (平成29年度)	男性13.2% 女性6.2%	男性1.4% 増 女性0.1% 増
	睡眠・休養 「睡眠で休養が十分とれていない」	39.1% (平成27年度)	39.2% (平成29年度)	34.1%	0.1% 増
	喫煙習慣 「現在、たばこを習慣的に吸っている」	14.6% (平成27年度)	14.2% (平成29年度)	12.0%	0.4% 減
健康意識の 変化	「運動や食生活等の生活習慣改善をまだ開始していない」	76.1% (平成27年度)	75.1% (平成29年度)	72.8%	1.0% 減

担当：調整・企画班 018-860-5221

秋田弁護士会法律相談センター(法律相談の予約受付専用TEL:018-896-5599)に電話し、生活相談事業を利用する旨申込をして面談日等の日時を打ち合わせする。

相談当日は、下記の生活相談利用券を切り取って持参し、本人確認のため組合員証(または組合員被扶養者証)を弁護士に提示して相談する。



相談費用は共済組合が負担します(事件の依頼は自己負担となります)

**生活相談
利用券**

自 令和2年4月1日
至 令和3年3月31日

公立学校共済組合秋田支部
【申込先】TEL:018-896-5599※予約専用

**生活相談
利用券**

自 令和2年4月1日
至 令和3年3月31日

公立学校共済組合秋田支部
【申込先】TEL:018-896-5599※予約専用

今回の利用券発行は7月の
はぴらいふ175号になります

担当：調整・企画班
018-860-5221